

◎新潟県告示第174号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年2月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	15者	下中1232番ほか244筆 18.3ha
阿賀野市	1者	堀越仲作114番ほか17筆 2.2ha
聖籠町	6者	上大谷内向坪147番ほか86筆 7.9ha
三条市	15者	牛ヶ首中山528番子ほか228筆 22.5ha
燕市	6者	東太田上前田898番1ほか44筆 4.9ha
田上町	2者	田上337番1ほか45筆 3.8ha
長岡市	48者	亀崎町五斗田246番1ほか792筆 59.7ha
見附市	30者	葛巻町大場626番ほか273筆 37.1ha
出雲崎町	1者	吉水大稲場828番ほか24筆 0.5ha
上越市	3者	牧区池舟城ノ峯352番オツほか25筆 1.7ha
妙高市	1者	上四ツ屋濃端2番ほか5筆 1.2ha
佐渡市	33者	市野沢345番2ほか239筆 32.4ha
合計	161者	2,034筆 192.4ha

2 申請年月日

平成28年2月2日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。